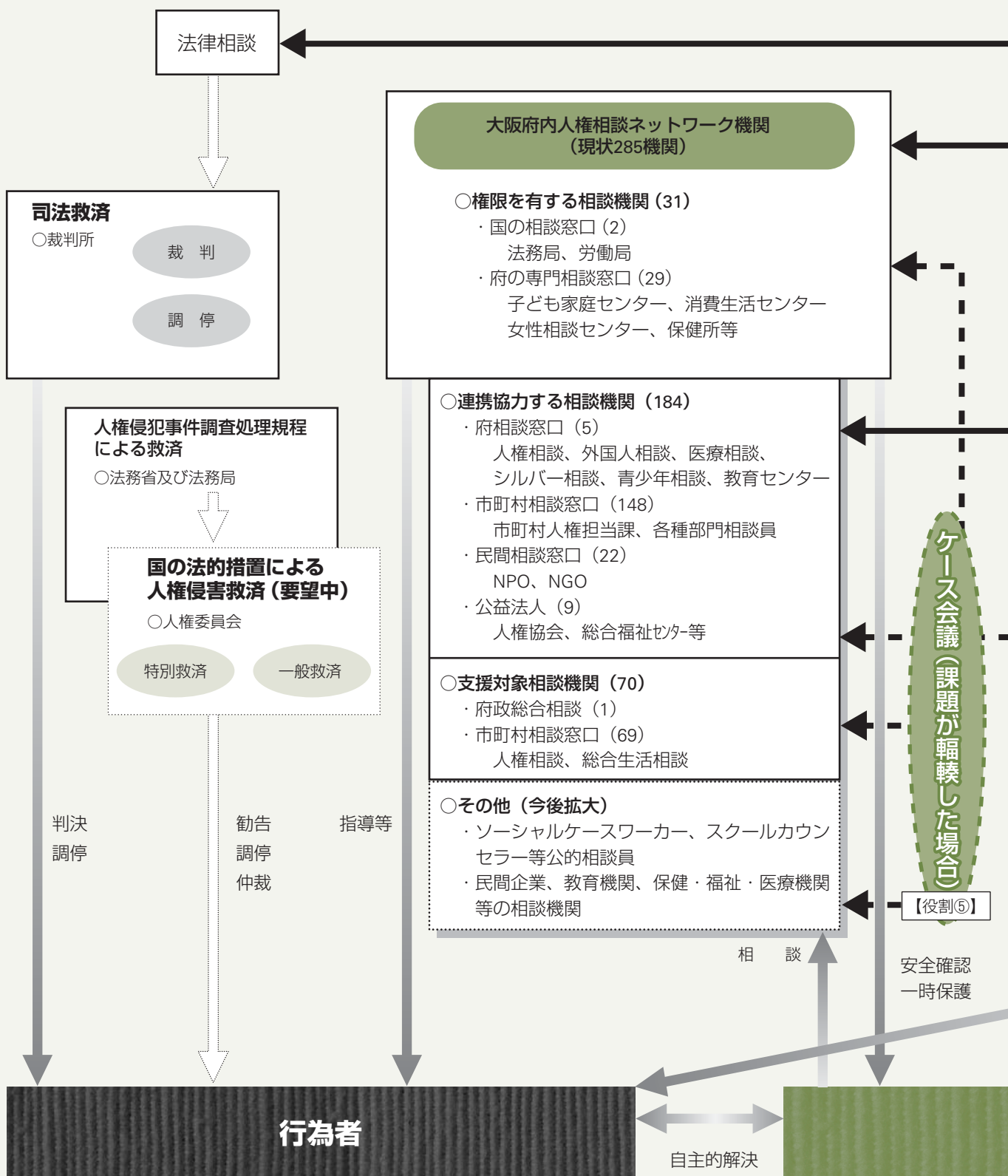


◎（仮称）人権ケースワーカーのイメージ

人権が尊重され

府民が適切な助言や支援のもとに、
＝ 府民の理解と



れる社会づくり

自らの判断により、早期に問題解決
と相互の協調 =

人材養成（大阪府）

人権相談員

人権相談員養成講座
・ 人権相談に従事又は
従事しようとする者
・ 基礎講座 32講座
・ 応用講座 8講座

知事の修了書を交付

（仮称）人権ケースワーカー

（仮称）人権ケースワーカー養成講座
・ （仮称）人権ケースワーカーとして従事しようと
する者
・ 専門知識、紛争処理手続、カウンセリング手法等を
実践的に習得
・ 141講座

知事の認定証を交付

大阪府に登録（知事の認定証による活動支援＝（仮称）人権ケースワーカーへの協力要請）

人権ケースワーカーの役割

- ①相談内容の調査・分析
- ②関係機関の特定
- ③専門機関への紹介、あっせん
- ④当事者間の調整、啓発
- ⑤関係機関のコーディネート
- ⑥相談者への援助
- ⑦相談員へのケア
- ⑧経過の見守り

【役割③⑧】

市町村

連絡協議会

（仮称）人権ケースワーカー

認定書

【役割①②】

相談

支援

【役割⑥⑦】

相談

支援

【役割④⑧】

人権相談員
（総合的な人権相談窓口）

企業等

（仮称）人権ケースワーカー （人権の視点）

相談

相談

支援

支援

相談

支援

事業者・事務局
相談担当

将来展望

（仮称）人権ケース
ワーカーの配置を展望

相談者

（人権侵害を受け又は受ける恐れのある府民）

従事員・顧客・学生・患者等